

『会計理論学会年報』投稿規程

1997 年 10月1日制定
1999 年 10月2日一部改正
2002 年 10月5日一部改正
2020 年 10月18日一部改正
2022 年 10月1日一部改正
2024 年 9月18日一部改正

(機関誌の目的)

第 1 条 『会計理論学会年報』(以下、年報という) は、会計理論学会(以下、学会という)の機関誌であり、会計理論学会会則第 2 条に定める目的に資するために刊行される。

(投稿者の資格)

第 2 条 年報への投稿者は、原則として学会の会員とする。会員以外の者、及び会員と会員以外の者との共著による投稿は、編集委員会の承認の上、これを受け付けることができる。

2 編集委員会委員も年報の投稿者になることができる。ただし、自身の投稿論文等に係る受付、審査、掲載及び査読者の決定に関する審議及び決定に関与することはできない。

(投稿論文等)

第 3 条 投稿論文等とは、学会の目的に即したテーマで、原則として年報が刊行される前年度の大会で発表された論文、一般の投稿論文その他とする。

2 投稿論文等は、すでに刊行済み、または他誌に投稿中でないものに限る。
3 投稿論文等は、編集委員会が別途定める『会計理論学会年報』執筆要領に従って作成される。

(投稿論文等の採否)

第 4 条 投稿論文等の採否は、編集委員会が決定する。このうち論文は、編集委員会が定める『会計理論学会年報』審査・査読要領に従って、査読者による査読の手続を経て採否が決定される。

2 編集委員会は、投稿論文等の改善を投稿者に要請することができる。その際の再提出の期限は、原則として 3 週間以内とする。
3 投稿者は、投稿論文等の採否が決定される前に当該論文等を既に刊行したり、または他誌に投稿または公刊したりしてはならない。

(原稿の送付)

第5条 投稿論文等の受付の締め切りは、原則として年報が刊行される前年の 12月末日とする。

2 投稿論文等の原稿は、そのファイルを会計理論学会年報編集委員会に、原則としてメール添付で提出する。

(掲載論文等の転載)

第6条 年報に掲載された論文等を他の出版物に転載する場合には、「会計理論学会著作権についての申合せ」(2022年8月4日理事会決定)第6に従って、出版物に過去の年報 等に掲載したことを記載するものとする。

(本規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会で協議し、会員総会で決議する。

付 則 この改正は 2002 年 10月5日から施行する。

付 則 この改正は 2020 年 10月17日から施行する。

付 則 この改正は 2022 年 10月1日から施行する。

付 則 この改正は 2024 年 10月1日から施行する。